

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	白山1-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益が ある場合において甲に支払われるべ き金額の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津市白山町二俣字庄之谷45	8030-キ-13-0	山林	1.93	スギ・ヒノ キ	58	令和 6年 12月 9日 (公告月日)	15年 (令和21年 12月 8日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市森林 整備計画に基づき、存続期 間中に、間伐を1回実施す る。ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経営 管理実施権者が提示した企 画提案書に基づいて、森林 整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等からの目視に よって判断できる限りで気象 害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山腹 崩壊等の災害リスクや生物 多様性に配慮し実施するも のとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を 行うために要した経費は乙が負担し、乙 が実施する間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとする。なお、原 則として乙は間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施権が設定された 場合、経営管理実施権者が経営管理 実施権配分計画に添付された利益の 見積額を甲に支払うものとする。なお、 木材の販売収益から利用間伐及び販 売の経費（経費の見積額）を控除し た額が経営管理実施権配分計画に添 付された甲に支払う見積額を上回る場 合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対して 速やかに支払い を行うものとし る。	経営管理 権の設定区 域は別添 図面のとお り。 ただし、ス ギ、ヒノキ等 の人工林以 外について は、間伐の 対象から除 くものとし る。
2	津市白山町二俣字庄之谷46											
3	津市白山町二俣字庄之谷47											
4	津市白山町二俣字庄之谷48											
5	津市白山町二俣字庄之谷49											
6	津市白山町二俣字庄之谷50											
7	津市白山町二俣字庄之谷51											
8	津市白山町二俣字庄之谷52											
9	津市白山町二俣字庄之谷53											
10	津市白山町二俣字東谷211											
11	津市白山町二俣字東谷216											
12	津市白山町二俣字東谷217											
以 下 余 白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市白山町二俣字庄之谷45	8030-キ-13-0	山林	1.93	スギ・ヒノ キ	58				
2	津市白山町二俣字庄之谷46									
3	津市白山町二俣字庄之谷47									
4	津市白山町二俣字庄之谷48									
5	津市白山町二俣字庄之谷49									
6	津市白山町二俣字庄之谷50									
7	津市白山町二俣字庄之谷51									
8	津市白山町二俣字庄之谷52									
9	津市白山町二俣字庄之谷53									
10	津市白山町二俣字東谷211									
11	津市白山町二俣字東谷216									
12	津市白山町二俣字東谷217									
	以下 余 白									

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住所
氏 名

（記載注意）

（１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

以下余自

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市白山町真見字西出132	8027-オ-6-0	山林	0.04	ヒノキ	51				
2	津市白山町真見字遠ヶ瀬380	8027-ア-36-0	山林	1.22	スギ・ヒノキ	53				
3	津市白山町真見字遠ヶ瀬384-1									
4	津市白山町真見字遠ヶ瀬384-8	8027-ア-40-0	山林	0.35	スギ・ヒノキ	63				
	以下余白									

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 氏
所 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住 氏
所 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市白山町真見字遠ヶ瀬269-1	8027-ア-5-0	山林	0.31	スギ・ヒノキ	56				
2	津市白山町真見字遠ヶ瀬271-1		原野							
3	津市白山町真見字遠ヶ瀬272									
4	津市白山町真見字遠ヶ瀬273									
5	津市白山町真見字遠ヶ瀬274		山林							
6	津市白山町真見字遠ヶ瀬275-1									
7	津市白山町真見字遠ヶ瀬275-3									
8	津市白山町真見字遠ヶ瀬285-2									
9	津市白山町真見字遠ヶ瀬286									
以下 余 白										

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所
氏 名

津市西丸之内 2 3 番 1 号
津市長 前 葉 泰 幸

住所
氏 名

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所　在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市白山町真見字大狭間657	8030-Ⅰ-1-0	山林	1.21	スギ・ヒノキ	53				
2	津市白山町真見字大狭間673									
3	津市白山町真見字大狭間686									
	以　　　下　　　余　　　白									

[この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）]

住　所
氏　名
津市西丸之内２３番１号
津市長　前　葉　泰　幸

住　所
氏　名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市白山町真見字遠ヶ瀬303	8027-ア-9-0	山林	0.81	スギ・ヒノキ	56				
2	津市白山町真見字遠ヶ瀬384-9									
3	津市白山町真見字遠ヶ瀬384-10				スギ					
4	津市白山町真見字大山438	8027-イ-27-0	山林	0.76	スギ	60				
5	津市白山町真見字大山438-1									
	以 下 余 白									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所
氏 名

津市西丸之内２３番１号
津市長 前 葉 泰 幸

住 所
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	白山1-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき金 銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき 時期、相手方 及び方法	備考
1	津市白山町真見字遠ヶ瀬266-3	8027-ア-3-0	山林	3.09	スギ・ヒノ キ	49	令和 6年 12月 9日 (公告月日)	15年 (令和21年 12月 8日)	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、津市森林整 備計画に基づき、存続期間中 に、間伐を1回実施する。ただ し、経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うものと する。 乙は、市有林と同程度の回 数、林道等からの目視によって 判断できる限りで気象害等の 確認を行う。ただし、経営管理 実施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が確認を 行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の 状態を把握した上で山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様性に 配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を 行うために要した経費は乙が負担し、乙が 実施する間伐の結果生じた木材の販売 による収益は乙のものとする。なお、原則と して乙は間伐材の搬出、販売は行わな い。 ただし、経営管理実施権が設定された 場合、経営管理実施権者が経営管理実 施権配分計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。なお、木材の 販売収益から利用間伐及び販売の経費 （経費の見積額）を控除した額が経営 管理実施権配分計画に添付された甲に 支払う見積額を上回る場合は、その額と する。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。 ただし、経営 管理実施権が 設定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理 実施権者から甲 に対して速やか に支払いを行う ものとする。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとおり。 ただし、ス ギ、ヒノキ 等の人工 林以外に ついては、 間伐の対 象から除く ものとする。
2	津市白山町真見字遠ヶ瀬267-2	8027-ア-3-0										
3	津市白山町真見字遠ヶ瀬287	8027-ア-3-0										
4	津市白山町真見字遠ヶ瀬288-1	8027-ア-3-0										
5	津市白山町真見字遠ヶ瀬288-2	8027-ア-3-0	畑									
6	津市白山町真見字遠ヶ瀬385	8027-ア-3-0	保安林									
7	津市白山町真見字遠ヶ瀬386	8027-ア-3-0										
8	津市白山町真見字大山387	8027-ア-3-0	山林									
9	津市白山町真見字大山389	8027-ア-3-0										
10	津市白山町真見字大山394	8027-ア-3-0										
11	津市白山町真見字大山396	8027-ア-3-0										
12	津市白山町真見字大山397	8027-ア-3-0										
13	津市白山町真見字大山397-1	8027-ア-3-0										
14	津市白山町真見字大山398	8027-ア-3-0										
15	津市白山町真見字大山399	8027-ア-3-0										

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市白山町真見字遠ヶ瀬266-3	8027-ア-3-0	山林	3.09	スギ・ヒノキ	49					
2	津市白山町真見字遠ヶ瀬267-2	8027-ア-3-0									
3	津市白山町真見字遠ヶ瀬287	8027-ア-3-0									
4	津市白山町真見字遠ヶ瀬288-1	8027-ア-3-0									
5	津市白山町真見字遠ヶ瀬288-2	8027-ア-3-0	畑								
6	津市白山町真見字遠ヶ瀬385	8027-ア-3-0	保安林								
7	津市白山町真見字遠ヶ瀬386	8027-ア-3-0									
8	津市白山町真見字大山387	8027-ア-3-0	山林								
9	津市白山町真見字大山389	8027-ア-3-0									
10	津市白山町真見字大山394	8027-ア-3-0									
11	津市白山町真見字大山396	8027-ア-3-0									
12	津市白山町真見字大山397	8027-ア-3-0									
13	津市白山町真見字大山397-1	8027-ア-3-0									
14	津市白山町真見字大山398	8027-ア-3-0									
15	津市白山町真見字大山399	8027-ア-3-0									
16	津市白山町真見字大山400	8027-ア-3-0									
17	津市白山町真見字大山411	8027-ア-3-0									
18	津市白山町真見字大山412	8027-ア-3-0									
19	津市白山町真見字大山413	8027-ア-3-0									
20	津市白山町真見字大山414	8027-ア-3-0									
21	津市白山町真見字大山415	8027-ア-3-0									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（続紙）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
22	津市白山町真見字大山416	8027-ア-3-0	山林	3.09 (再掲)	スギ・ヒノキ	49				
23	津市白山町真見字大山420	8027-ア-3-0								
24	津市白山町真見字大山421	8027-ア-3-0								
25	津市白山町真見字大山422	8027-ア-3-0								
26	津市白山町真見字大山423	8027-ア-3-0								
27	津市白山町真見字大山424	8027-ア-3-0								
28	津市白山町真見字大山426	8027-ア-3-0								
29	津市白山町真見字大山431	8027-ア-3-0								
30	津市白山町真見字大山432	8027-ア-3-0								
31	以 下 余 白									
32										
33										
34										
35										
36										

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所
氏 名

住 所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。